c
中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間
第一東海自動車道の東京インターチェンジ
東日本高速道路株式会社が管理する道路
首都高速道路株式会社が管理する道路

d
中日本高速道路株式会社が管理する道路（中央自動車道富士吉田線のうち高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間の各インターチェンジを流出する場合においては、当該区間の各インターチェンジを除く。）
東日本高速道路株式会社が管理する道路
首都高速道路株式会社が管理する道路

(B)　ＥＴＣ車以外の自動車の場合

イ）からハ）の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車　　種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料　　金	759.293	911.616	1,063.939	1,406.666	2,244.444

ロ　区間料金制区間の料金の額

区間料金制区間は、東京外環自動車道並びに近畿自動車道名古屋亀山線及び近畿自動車道伊勢線（飛島ジャンクションから名古屋インターチェンジ及び名古屋南ジャンクションまで）（以下「名古屋環状２号線」という。）とし、各区間の１回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)のとおりとする。

(イ)　東京外環自動車道の各区間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

外回り（各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合（東京外環自動車道の新倉ＰＡで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東名ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
中央ジャンクション・東八道路	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
青梅街道	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
大泉	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008

内回り（各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合（新倉ＰＡで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
高谷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—
中央ジャンクション・東八道路	301.142	338.928	376.714	461.731	669.552

ただし、ＥＴＣ車の各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次のイ）又はロ）に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。